

子ども子育て支援施設

(学校法人が設置する幼保連携型認定こども園)

支援のための寄付金も
受配者指定寄付金
の対象です！



この制度を利用すると
寄付者が企業等の場合
寄付金額の全額を
損金に算入できます

※詳しくは下記までお問い合わせください

日本私立学校振興・共済事業団

助成部 寄付金課

03-3230-7317・7318

E:MAIL kifukin@shigaku.go.jp